

横浜市排水設備要覧

平成18年度改正版

(平成24年5月一部修正)

横浜市環境創造局

目 次

第1章 排水設備工事関係法令等の概説

第1節 用語の意義

1	下水	1-1
2	下水道	1-1
3	公共下水道	1-1
4	終末処理場	1-1
5	排水区域	1-2
6	処理区域	1-2
7	未処理区域	1-2
8	一般下水道	1-2

第2節 排水設備

1	排水設備の定義	1-3
2	排水設備の確認範囲	1-3
3	供用開始に伴う義務等	1-7
(1)	排水設備の設置義務等	1-7
ア	排水設備の設置義務	1-7
イ	排水設備の設置義務者	1-8
ウ	排水設備の改築、修繕又は清掃その他の維持管理義務者	1-8
エ	排水設備の管理人	1-8
(2)	水洗便所への改造義務等	1-9
(3)	し尿浄化槽の廃止	1-9
(4)	水洗便所新設	1-10
4	排水設備の接続方法	1-10
5	排水設備等の計画の確認	1-11
(1)	排水設備等の計画の確認	1-11
(2)	くみ取便所を水洗便所に改造する場合の計画の確認	1-12
6	排水に関する受忍義務等	1-12
7	下水の種類	1-13
8	排水設備の工事の施工者	1-14

(1) 排水設備指定工事店	1-14
(2) 横浜市排水設備指定工事店規則	1-14
※ 指定の基準	1-14
※ 指定の有効期間	1-15
※ 排水設備指定工事店の責務及び遵守事項	1-15
※ 届出	1-17
※ 指定の取消し等	1-18
9 排水設備工事の完了の届出	1-19
10 排水設備の検査	1-19
(1) 立入検査	1-19
(2) 完了検査	1-19
(3) 責任技術者の立会い	1-19

第3節 除害施設

1 水質規制と除害施設の設置等	1-20
2 下水道法に基づく届出等	1-22
3 下水道法に基づく改善命令及び罰則等	1-22
4 除害施設等の適正な管理	1-23

資 料

1 特定施設一覧表（1）「水質汚濁防止法施行令 別表第1」関連	1-25
特定施設一覧表（2）「ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2」 関連	1-33
2 水質基準一覧表	1-35
3 工場排水の監視を行う公共ます等の設置工事取扱要領（抜粋）	1-36

第4節 罰 則

1 下水道法における罰則	1-41
2 横浜市下水道条例における罰則	1-41

第2章 排水設備の事務

第1節 排水設備等の計画確認申請手続等

- 1 排水設備等の計画確認申請書の添付書類……………2-1
 - (1) 排水面積及び排水人口による場合…………… 2-1
 - (2) 地下排水槽設置の場合 ……………2-2
 - (3) 設置場所が開発行為等にかかる場合 ……………2-2
 - (4) 雨水排水設備の設置を行う場合 ……………2-2
- 2 排水設備等の計画確認申請手続を省略できるもの……………2-2
- 3 排水設備等の計画確認申請変更手続……………2-2
- 4 排水設備等の計画確認申請書の設置区分……………2-3
- 5 排水設備等の計画確認申請書の提出に伴う注意事項……………2-4
 - (1) 公道上の接続ますの改修が必要な場合……………2-4
 - (2) 既設の取付管の改修や管径不足の場合……………2-4
 - (3) 接続ますを公道上に設置する場合……………2-4
 - (4) 接続ます及び取付管を新設する場合……………2-4
- 6 私道に下水道を敷設する場合の取扱い……………2-4

第2節 排水設備等の工事完了手続等

- 1 排水設備等の工事完了届出書の添付書類……………2-4
- 2 排水設備等の工事完了届出書の提出先……………2-4

第3節 作成例

- 1 排水設備等の計画確認申請書の作成例……………2-5
- 2 排水設備等の工事完了届出書の作成例……………2-8

第3章 排水設備の技術上の基準

第1節 排水設備の設計

- 1 基本的事項 ……………3-1
- 2 排水管……………3-2
 - ア 排水管渠きょうの基準……………3-3
 - (ア) 同一系統の排水人口 1,000 人未満及び排水面積が 1,500 m²

未満の場合の管渠の内径と勾配	3-3
(イ) 同一系統の排水人口 1,000 人以上又は排水面積が 1,500 m ² 以上の場合の管渠の内径と勾配	3-4
(ウ) 管渠の内径と勾配の特例	3-6
(エ) 管渠の材質及び構造等	3-6
(オ) 管渠の接合方法	3-7
3 ます又は人孔 (マンホール)	3-7
ア ます又は人孔 (マンホール) の設置箇所	3-8
イ ます又は人孔 (マンホール) の形状	3-9
ウ ます又は人孔 (マンホール) の構造等	3-10
エ ます又は人孔 (マンホール) 内での落差	3-10
オ 掃除口	3-10
4 ドロップ管又は副管	3-15
ア D-1 型, D-3 型	3-15
イ D-2 型	3-16
ウ D-4 型	3-17
エ D-5 型, D-6 型	3-18
オ 副管	3-21
カ その他	3-21
5 雨水浸透施設	3-23
(1) 雨水浸透施設の設置基準	3-24
ア 「雨水浸透施設の設置判断マップ」による設置判断基準	3-24
イ 雨水浸透施設と建物等の離隔	3-25
(2) 雨水浸透施設の種類	3-27
ア 浸透ます	3-27
イ 浸透管 (浸透トレンチ)	3-28
(3) 雨水浸透施設の構造	3-29
(4) 浸透施設の施工例	3-31
(ア) 浸透ます	3-31
(イ) 浸透管	3-33
(ウ) 浸透管の勾配	3-34
(5-1) 雨水浸透施設の記入例	3-35
(5-2) 宅内雨水浸透ます設置検討確認書の記入例	3-37
(6) 施工上の諸注意	3-38
(7) 雨水浸透施設の維持管理	3-39
(8) 開発行為に伴う雨水浸透施設の設置	3-39

6	図面の作成	3-40
(1)	表示記号	3-40
(2)	記入数値の単位及び端数処理	3-41
(3)	記入方法	3-42
	ア 配置図（平面図）の場合	3-42
	イ 縦断面図の場合	3-43
(4)	記入例	3-44
	ア 合流式の場合	3-44
	配置図（平面図）	3-44
	縦断面図	3-45
	イ 分流式の場合	3-46
	配置図（平面図）	3-46
	縦断面図	3-47
	ウ ドロップ管及び副管	3-49
	配置図（平面図）	3-49
	縦断面図	3-50
7	設計例	3-51
(1)	排水面積区画割平面図及び雨水排水管渠流量表（面積等計算表）の作成例	3-51
	ア 排水面積 1,500 m ² (0.15ha) 未満の作成例	3-51
	イ 排水面積 1,500 m ² (0.15ha) 以上の作成例	3-52
(2)	作成上の注意事項	3-55
8	付帯設備	3-57
(1)	排水トラップ	3-57
(2)	スクリーン（ストレーナー）	3-60
(3)	阻集器	3-61
(4)	ディスポーザ（生ゴミ粉碎器）	3-66

資 料

1	ブリックス公式による雨水流出量表	3-67
2	マンニング公式による円形管流量表（塩化ビニル管）	3-69
3	マンニング公式による円形管流量表（鉄筋コンクリート管及び陶管）	3-71
4	マンニング公式による排水きょ流量表（8割水深）	3-75
5	建築用途別最大給水量と平均汚水量算定方法	3-77

第2節 施 工

1 施工上の諸注意	3-79
2 掘削と基礎	3-80
3 ますの設置	3-80
(1) コンクリートます	3-80
(2) 合成樹脂ます	3-80
(3) インバート	3-81
4 管布設と接合	3-81
5 埋戻し	3-82
6 社内検査	3-82
7 その他	3-83

第4章 地 下 排 水 槽

第1節 基本的事項

1 設計上の注意事項	4-1
------------------	-----

第2節 地下排水槽の設置及び維持管理

1 地下排水槽の設置及び維持管理に関する指導基準	4-1
※ 指導基準の解説	4-2
※ 用語の定義	4-3
※ 設計例	4-4
設計条件	4-4
計画汚水量の算出	4-4
ポンプの選定	4-5
槽の底部構造及び停止水位の決定	4-5
可動容量、可動水位及び槽の必要最小深さの算出	4-5
槽の必要最小容量、槽の深さ及び槽の容量の算出	4-6
槽の構造詳細図（平面図、縦横断面図）の例	4-7
※ 地下排水槽等の清掃時に発生する廃棄物の処理	4-10
2 宅地内ポンプ排水施設	4-13
※ ポンプ排水施設等の設置にあたっての設計基準	4-13
3 半地下建物の排水ポンプ	4-14

第5章 水洗便所設備資金の助成及び貸付けに関する取扱い

第1節 助成金

1 助成金の種類	5-1
2 一般助成金の交付を受けることのできる者	5-1
3 特別助成金の交付を受けることのできる者	5-1
4 特別助成金の交付の対象となる工事	5-2
5 特別助成金の交付申請書に添付する書類	5-2
6 助成金の額（貸付規則第6条）	5-3

第2節 貸付金

1 貸付金の貸付けを受けることのできる者	5-3
2 貸付金の取扱いについて	5-3
3 貸付金の限度額（貸付規則第15条）	5-3
4 貸付金の償還方法（貸付規則第16条）	5-3

第3節 助成・貸付けの事務手続

1 申請	5-4
2 助成・貸付けの決定	5-4
3 工事の施工	5-5
(1) 着手	5-5
(2) 完了	5-5
(3) 検査	5-5
4 助成・貸付金額の決定及び支払	5-5

関係法令等

1 下水道法（抜粋）	参-1
2 下水道法施行令（抜粋）	参-12
3 横浜市下水道条例（抜粋）	参-17
4 横浜市下水道条例施行規則（抜粋）	参-26
5 横浜市宅内雨水浸透ます設置促進要綱	参-29
6 横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金交付要綱	参-31
7 横浜市ディスポーザ排水処理システム取扱い要綱	参-35
8 横浜市排水設備指定工事店規則	参-37